软	(平成29年10	日20日	農林水流	金岩生宗	第1573号)
7571	( <del></del>	71 4U H	浸がバルバ	モコロハ	カコひしひ ケー

(定義)

用

₩.

語

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

乳 大豆 (粉末状のもの及び脱脂したものを除く。以下同じ。) から熱水等に

定

			よりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られた乳状の
			飲料(以下「大豆豆乳液」という。) <u>であって</u> 大豆固形分が8%以上のも
			のをいう。
製	豆	乳	次に掲げるものをいう。
			1 大豆豆乳液に大豆油その他の食用植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味
			料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。) <u>であって</u> 大豆固
			形分が6%以上のもの
			2 脱脂加工大豆(大豆を加えたものを含む。)から熱水等によりたん白
			質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油そ
			の他の食用植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(
			以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。) であって大豆固形分が6%以上
			<u></u>
乳	飲	料	次に掲げるものをいう。
			1 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液に粉末大豆たん白(大豆豆乳液、
			調製豆乳液若しくは調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたもの又
			は大豆を原料とした粉末状植物性たん白のうち繊維質を除去して得られ
			たものをいう。以下同じ。)を加えた乳状の飲料(調製豆乳液又は調製
			脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下「調製粉末大豆豆乳液
			」という。) <u>であって</u> 大豆固形分が4%以上のもの
			2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾
			汁(果実ピユーレー及び果実の搾汁と果実ピユーレーとを混合したもの
			を含む。以下同じ。)、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉末等の風味
			原料を加えた乳状の飲料(風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、
			かつ、果実の搾汁を加えたものに <u>あって</u> は果実の搾汁の原材料及び添加
			物に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものに
			<u>あって</u> は乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限
			る。) <u>であって</u> 大豆固形分が4%以上(果実の搾汁の原材料及び添加物
			に占める重量の割合が 5 %以上10%未満のものに <u>あって</u> は 2 %以上)の
			もの

(定義)

義

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げると おりとする。

旧

用.			語	定	義
豆			乳	大豆(粉末状のもの及び脱脂したものを	除く。以下同じ。) から熱水等に
				よりたん白質その他の成分を溶出させ、	繊維質を除去して得られた乳状の
				飲料(以下「大豆豆乳液」という。)で	あつて大豆固形分が8%以上のも
				のをいう。	
調	製	豆.	乳	次に掲げるものをいう。	
				1 大豆豆乳液に大豆油その他の食用植	物油脂及び砂糖類、食塩等の調味
				料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆	乳液」という。) <u>であつて</u> 大豆[
				形分が6%以上のもの	
				2 脱脂加工大豆(大豆を加えたものを	含む。)から熱水等によりたん
				質その他の成分を溶出させ、繊維質を	除去して得られたものに大豆油・
				の他の食用植物油脂及び砂糖類、食塩	等の調味料を加えた乳状の飲料
				以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。	) <u>であつて</u> 大豆固形分が6%以
				のもの	
₽.	乳	飲	料	次に掲げるものをいう。	
				1 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液	に粉末大豆たん白(大豆豆乳液、
				調製豆乳液若しくは調製脱脂大豆豆乳	液を乾燥して粉末状にしたもの
				は大豆を原料とした粉末状植物性たん	白のうち繊維質を除去して得ら
				たものをいう。以下同じ。) を加えた	乳状の飲料(調製豆乳液又は調
				脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに	限る。以下「調製粉末大豆豆乳
				」という。) <u>であつて</u> 大豆固形分が4	%以上のもの
				2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又	は調製粉末大豆豆乳液に果実の
				汁(果実ピユーレー及び果実の搾汁と	果実ピユーレーとを混合したも
				を含む。以下同じ。)、野菜の搾汁、	乳又は乳製品、穀類粉末等の風
				原料を加えた乳状の飲料(風味原料の	
				かつ、果実の搾汁を加えたものに <u>あつ</u>	ては果実の搾汁の原材料及び添
				物に占める重量の割合が10%未満であ	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
				<u>あつて</u> は乳固形分が3%未満であり、	
				る。) <u>であつて</u> 大豆固形分が 4 %以上	
				に占める重量の割合が5%以上10%未	満のものに <u>あつて</u> は2%以上)。
				\$ <sub>1</sub> O	

(豆乳の規格)

第3条 豆乳の規格は、次のとおりとする。

区 分	基		
性	固有の色沢を有し、香味が良好であり、 <u>きょう雑物</u> がほとんどなく、かつ		
	、異味異臭がないこと。		
大豆たん白質含有率	<u>3.5%</u> 以上であること。		
(略)			
(削る。)	(削る。)		
(略)			
容器の状態	1 (略)		
	2 缶詰のものに <u>あって</u> は、内面塗料缶であつて適当な真空度を保持して		
	いること。		
	3 瓶詰のものに <u>あって</u> は、適当な真空度を保持していること。		

(調製豆乳の規格)

第4条 調製豆乳の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)			
大豆た	ん白質含有率	<u>2.8%</u> 以上であること。	
(略)			
添	加物	1 国際連合食糧農業機関及び	び世界保健機関合同の食品規格委員会が定め
		た食品添加物に関する一般共	見格 (CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006)3.2
		の規定に適合するものであ	って、かつ、その使用条件は同規格3.3の規
		定に適合していること。	
		2 使用量が正確に記録され、	かつ、その記録が保管されているものであ
		<u>ること。</u>	
		3 1の規定に適合している	<b>旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方</b>
		法により伝達されるものでも	<b>あること。ただし、業務用の製品に使用する</b>
		場合にあっては、この限りで	でない。_
		<u>(1)</u> インターネットを利用し	、公衆の閲覧に供する方法
		(2) 冊子、リーフレットその	の他の一般消費者の目につきやすいものに表
		示する方法	
		(3) 店舗内の一般消費者の目	目につきやすい場所に表示する方法
		(4) 製品に問合せ窓口を明言	己の上、一般消費者からの求めに応じて当該
		一般消費者に伝達する方法	<u></u>
(削る。	, )	(削る。)	
(略)			

(豆乳飲料の規格)

第5条 豆乳飲料の規格は、次のとおりとする。

(豆乳の規格)

第3条 豆乳の規格は、次のとおりとする。

区 分	基	準
性	固有の色沢を有し、香味が良好であり、 <u>きよう雑物</u> がほ	ほとんどなく、かつ
	、異味異臭がないこと。	
大豆たん白質含有率	<u>3.8%</u> 以上であること。	
(略)		
異物 混入していないこと。		
(略)		
容器の状態	1 (略)	
	2 缶詰のものにあつては、内面塗料缶であつて適当な	:真空度を保持して
	いること。	
	3 瓶詰のものに <u>あつて</u> は、適当な真空度を保持してV	いること。

(調製豆乳の規格)

第4条 調製豆乳の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)			
大豆た	ん白質含有率	<u>3.0%</u> 以上であること。	
(略)			
添	加物	次に掲げるもの以外のものを使用している   1 消泡剤   シリコーン樹脂   2 p H調整剤   炭酸水素ナトリウム及び炭酸ナトリ   3 品質改良剤   乳酸カルシウム   4 乳化剤   グリセリン脂肪酸エステル、植物レーテルのうち2種以下   5 糊料   カラギナン及びペクチンのうち1種   6 香料	ウムのうち1種
異	物	前条の規格の異物と同じ。	
(略)	<u> </u>		

(豆乳飲料の規格)

第5条 豆乳飲料の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	進
(略)			
大豆たん	白質含有率	1.7%以上(果実の搾汁の製品に占める	重量の割合が 5 %以上のものに <u>を</u>
		<u>って</u> は0.9%以上)であること。	
(略)			
添	加物	前条の規格の添加物と同じ。	
(削る。)	)	(削る。)	
(略)		-	

(測定方法)

第6条 第3条から前条までの規格における大豆たん白質含有率の測定方法は、試料約5gを量りと 第6条 第3条から前条までの規格における大豆たん白質含有率の測定方法は、試料約5gを量りと り、ケルダール法により窒素の量を求め、これに5.71を乗じて得た値の試料重量に対する百分比を 大豆たん白質含有率とするものとする。

区	分	基	準
(略)			
大豆た	ん白質含有率	1.8%以上(果実の搾汁の製品に占め	る重量の割合が5%以上のものに <u>あ</u>
		<u>つて</u> は0.9%以上)であること。	
(略)			
添	加 物	次に掲げるもの以外のものを使用して	いないこと。_
		1 消泡剤	
		シリコーン樹脂	
		2 p H調整剤	
		炭酸水素ナトリウム及び炭酸ナト	リウム
		3 品質改良剤	
		乳酸カルシウム	
		4 乳化剤	
		グリセリン脂肪酸エステル、植物	1レシチン、ショ糖脂肪酸エステル及
		びソルビタン脂肪酸エステルのうち	2種以下
		5 酸味料	
		クエン酸	
		6 糊料	
		 カラギナン及びペクチン	
		7 甘味料	
		 ステビア抽出物	
		8 着色料	
			シ赤色素、クチナシ黄色素、ベリー
		色素及びβ一カロテンのうち2種以	
		9 香料	<del></del>
異	物	第3条の規格の異物と同じ。	
(略)			

(測定方法)

り、ケルダール法により窒素の量を求め、これに6.25を乗じて得た値の試料重量に対する百分比を 大豆たん白質含有率とするものとする。

## 附則

(経過措置)

この告示による改正後の第3条から第5条までのそれぞれの表大豆たん白質含有率の項及び第6条の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間は、なお従前の例による ことができる。